

## 相愛大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程

平成25年9月19日 制定  
平成31年4月18日一部改正

### (目的)

第1条 この規程は、相愛大学（以下「本学」という。）における研究者（本学において研究活動に従事する教員をはじめとした全ての者をいう。以下同じ。）の研究活動の不正行為が行われた場合、適切に対処するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、研究活動の不正行為とは、研究活動（修学上行われる論文作成を含む）を行う場合における故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 データ・実験結果等を偽造し、これを研究の報告、又は論文等に利用すること。
- (2) 改竄 データ・機器等を不正に変更する操作を行い、これを用いて研究の報告、又は、論文等を作成すること。
- (3) 盗用 他人のアイデア、研究過程、研究結果、論文、又は用語を当該他人の了解を得ず、または適切な表示をせずに使用すること。

### (総括責任者)

第3条 本学における研究活動の不正行為の対応に関しては、副学長（研究担当）を総括責任者とする。

- 2 総括責任者は、研究活動の不正行為が行われた場合、関係教職員と連携して、適切に対処するとともに、不正行為の防止に関する啓発活動等を行うものとする。

### (研究倫理教育責任者等)

第3条の2 本学における研究倫理教育の責任者は、副学長（研究担当）とする。

- 2 研究倫理教育責任者は、学部長等と協力して、研究者倫理に関する教育を定期的実施しなければならない。
- 3 研究倫理教育の実施等に関しては、研究推進本部が行う。

### (学部長等の責務)

第4条 学部長等（各学部長、総合研究センター長をいう。以下同じ）は、当該学部等における研究活動の不正行為の防止等に努めるとともに、当該学部等において研究活動の不正行為が行われた場合、総括責任者に協力し、適切に対処しなければならない。

### (教職員等の責務)

第5条 研究者は、「相愛大学倫理綱領（平成22年11月18日大学評議会制定）」

及び「相愛大学研究者等行動規範（平成22年11月18日大学評議会制定）」を遵守し、研究活動の不正行為を行ってはならない。

- 2 教職員等は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。
- 3 研究者は、研究者倫理等に関する研修を受講しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動における実験・観察記録ノート、実験データ等の研究資料を5年間、適切に保存管理し、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（告発受付窓口）

第6条 本学における研究活動の不正行為に関する告発、通報等（以下「告発等」という。）及び告発等に関する相談（告発等にまで至らない段階の相談をいう。以下同じ。）に対応するため、教学課に告発受付窓口（以下、「窓口」という。）をおく。

（告発等の方法）

- 第7条 告発等は、窓口、書面（ファックス、電子メールを含む。以下同じ。）、電話、面談等により行うものとする。
- 2 告発等は、氏名を明らかにして行うものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
    - （1） 研究活動の不正行為を行ったとする研究者の氏名又は研究グループの名称
    - （2） 不正行為の具体的内容
    - （3） 不正行為とする科学的・合理的理由

（窓口の対応）

- 第8条 窓口は、告発等を受け付けたとき、すみやかに、総括責任者及び学長に報告するとともに、告発等を受け付けた旨を、当該告発等を行った者（以下、「告発者」という。）に通知するものとする。
- 2 窓口は、当該告発等の対象に他の研究機関に所属する者が含まれる場合、または当該告発等の対象が本学に該当せず他の研究機関の場合、当該他機関の長に、当該告発等を送付する。ただし、告発者にその旨の通知をし、同意を得るものとする。
  - 3 窓口は、第22条に定める調査結果が公表されるまで、告発等に関する情報の秘密保持に留意しなければならない。

（学会等の指摘）

第9条 総括責任者は、学会、他の研究機関、または報道機関等から研究活動の不正行為が指摘された場合、告発等があったものとみなすことができる。また、匿名の告発等の場合で、その不正行為に係る指摘内容の信憑性が高いと、総括責任者が認める場合も同様とする。

（相談）

第10条 告発等に関する相談は、窓口、書面、電話、面談等により、行うものとする。

- 2 前項の相談を受け付けたとき、窓口は総括責任者に報告し、その不正行為に係る指摘内容の信憑性が高いと総括責任者が判断する場合は、相談者の意思を確認し、告発等に準じて取り扱うことができる。

(予備調査)

- 第11条 総括責任者は、第8条の告発等を受け付けた場合、速やかに予備調査を行わなければならない。また、第9条、及び第10条に定める場合も同様とする。
- 2 予備調査は、次の各号に掲げる事項について、事情聴取、周辺調査等の方法により行うものとする。
    - (1) 研究活動の不正行為が行われた可能性について
    - (2) 不正行為とする科学的・合理的理由と不正行為との関連性・論理性について
    - (3) 告発等がされた研究の公表から告発等がされるまでの期間が、事後の検証等が可能となる期間を超えるか、否かについて
    - (4) その他必要と認める事項について
  - 3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、予備調査の報告に含めるものとする。
    - (1) 本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか、否かについて
    - (2) 当該告発等を受けた研究に係る研究費の執行の停止、その他必要な措置を講じることに関する意見について
    - (3) 研究活動の不正行為が行われていない可能性が高いと認められる場合は、当該告発等が悪意に基づくものである可能性について
  - 4 予備調査の実施に関し、告発者、被告発者、その他関係者は、誠実にこれに協力しなければならない。また、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。
  - 5 予備調査の報告は、原則として30日以内に行うものとする。

(予備調査委員会)

- 第12条 予備調査は、次の各号に掲げる委員で構成する予備調査委員会が行う。
- (1) 総括責任者
  - (2) 当該告発等の対象となっている研究者（以下「被告発者」という。）の所属する学部長等
  - (3) 被告発者の所属する学部等の教員で総括責任者が指名する者2名
  - (4) 教学事務部長
- 2 予備調査委員会に、委員長をおき、総括責任者を持ってあてる。委員長は、委員会を統括する。
  - 3 予備調査委員会に、副委員長をおき、被告発者の所属する学部長等をもってあてる。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等あるときは代理する。
  - 4 予備調査委員会の事務は、教学課が行う。
  - 5 予備調査委員会は、調査の終了後、直ちに調査結果を学長に報告する。

(本調査)

第13条 学長は、予備調査の報告に基づき、当該告発等がされた事案について、本調査を行うか、否かを決定する。

2 本調査を行うことを決定した場合は、速やかに本調査委員会を設置し、原則として30日以内に、本調査を開始する。

3 総括責任者は、本調査を行うことが決定した場合、その旨を告発者、被告発者に通知する。なお、対象とする研究活動は競争的資金等、私学助成等の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動である場合、当該資金配分機関（以下「配分機関」という。）及び文部科学省にも通知する。

4 総括責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その理由を付して告発者、被告発者に通知する。また、予備調査に係る資料等を保存し、告発者等の求めがあれば、開示するものとする。

（本調査委員会）

第14条 本調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 総括責任者

(2) 被告発者の所属する学部長等の教員1名

(3) 関連する研究分野の本学教員で総括責任者が指名する者1名

(4) 他の研究機関に所属する当該研究分野の研究者等で総括責任者が指名する者4名

(5) 大学事務局長

2 前項に規定する委員は、告発者及び被告発者と、直接利害関係を有する者であってはならない。

3 本調査委員会に委員長をおき、総括責任者を持ってあてる。委員長は委員会を統括する。

4 本調査委員会に副委員長をおき、被告発者の所属する学部長等を持ってあてる。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等あるときは代理する。

5 本調査委員会の事務は、教学課が行う。

（本調査委員会設置の通知等）

第14条の2 本調査委員会を設置した場合、総括責任者は、委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けてから10日以内に、告発者及び被告発者は、理由を付して委員に関する異議申し立てをすることができる。

3 前項の異議申し立てがあつた場合、総括責任者は、その理由等を審査し、妥当であると判断したときは、委員を交代させることができる。また、委員を交代させた場合は、告発者及び被告発者に通知するものとする。

4 本調査委員会は、当該告発等に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。また、調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

(本調査の方法等)

- 第15条 本調査は、当該告発等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等により行うものとする。また、必要に応じて被告発者に再実験等を要請し、必要資料の提出を求めることがある。
- 2 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。また、被告発者が、再実験等を要請する場合、それに要する期間及びその機会を与えなければならない。
- 3 第1項の調査に、告発者、被告発者、その他関係者は、誠実に協力しなければならない。また、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

(調査報告書)

- 第16条 本調査委員会は、原則として設置後150日以内に、次の各号に掲げる事項についての認定を行い、調査結果をまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）を学長に提出しなければならない。
- (1) 研究活動の不正行為が行われたか、否かについて
- (2) 研究活動の不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその度合、及び不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文・研究における役割について
- (3) 研究活動の不正行為が行われていないと認定した場合は、当該告発が悪意に基づくものであったか、否かについて

(調査結果通知等)

- 第17条 総括責任者は、前条に定める調査報告書に基づきその結果を、告発者及び被告発者等（被告発者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するものとする。また、被告発者が他の研究機関に所属する場合は、その研究機関にも通知する。
- 2 前項に定めるもののほか、総括責任者は、配分機関及び文部科学省に対して報告するものとする。
- 3 総括責任者は、配分機関等の要請に基づき、調査終了前であっても、中間報告を当該配分機関等に提出しなければならない。
- 4 総括責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者の所属機関にも通知するものとする。

(不服申立)

- 第18条 本調査の結果、研究活動の不正行為が行われたと認定された被告発者等は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、総括責任者に対して不服申立をすることができる。
- 2 本調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものであると認定された告発者は、前条第1項に定める通知を受けてから30日以内に、総括責任者に対して不服申立をすることができる。

- 3 第1項、及び第2項の場合において、当該不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内の期間であっても、同様の不服申立を繰り返すことはできない。
- 4 第1項、及び第2項の場合において、不服申立を受け付けたとき、総括責任者は、関係者に、その旨を通知するとともに学長に報告する。関係者とは、前条の定めにより通知を受けた者、配分機関及び文部科学省とする。

(不服申立の審査)

- 第19条 総括責任者は、前条第1項、または第2項の不服申立を受け付けたとき、当該調査を行った本調査委員会に不服申立の審査を行わせるものとする。
- 2 前項の審査は、不服申立の趣旨、理由等を検討し、不服申立を却下するか当該事案の再調査を行うかを、原則として10日以内に決定しなければならない。
  - 3 総括責任者は、前項の審査結果を告発者、及び被告発者等に通知するとともに、学長に報告する。また、再調査を行うとの決定を行った場合は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出などの必要な協力を求め、告発者また被告発者等が必要な協力を行わない場合、再調査を打ち切ることができる。
  - 4 総括責任者は、前条第4項の定めにより不服申立を受け付けた旨通知した者に、審査の結果（不服申立の却下又は再調査開始の決定）を通知するものとする。

(再調査)

- 第20条 再調査の方法、報告書、結果通知については、第16条から第18条を準用して行うものとする。
- 2 前項の規程に関わらず、再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から、原則として50日以内に、調査結果を出すものとする。ただし、第18条第2項に定める場合は、原則として30日以内に調査結果を出すものとする。

(調査資料の提出)

- 第21条 総括責任者は、配分機関からの要請に基づき、当該調査資料の提出、閲覧等を行うことがある。ただし、調査に支障がある場合などその他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(調査結果の公表等)

- 第22条 総括責任者は、研究活動の不正行為が行われた旨の調査報告である場合、次の事項を公表する。ただし、公表の時期は不服申立の期間等を勘案して決定するものとする。
- (1) 研究活動の不正行為に関与した者の所属及び氏名
  - (2) 研究活動の不正行為の内容
  - (3) 総括責任者、または本調査委員会が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 本調査委員会委員の所属及び氏名
  - (5) 本調査の方法、手順等
  - (6) その他必要と認める事項

2 総括責任者は、研究活動の不正行為が行われていない旨の調査報告である場合、原則として、公表は行わないものとする。ただし、公表までに当該事案が本学外部に漏えいしていた場合、及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、次の事項を公表する。

- (1) 不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのこと）
- (2) 被告発者の所属及び氏名
- (3) 本調査委員会委員の所属及び氏名
- (4) 本調査の方法、手順等
- (5) その他必要と認める事項

3 総括責任者は、当該告発等が悪意によるものである旨の調査報告である場合、告発者等の所属及び氏名を公表する。

4 第2項から第3項に定める公表を行う場合は、不服申立て期間等を勘案して行うものとする。

5 総括責任者は、当該公表する内容に学生が含まれている場合、当該事案に応じて、適切に配慮するものとする。

(調査中における一時的措置)

第23条 総括責任者は、本調査を行うことを決定した場合、その調査報告を受けるまでの間、当該告発等をされた研究に係る研究費の執行の停止など必要な措置を講じることができる。

(認定後の措置)

第24条 総括責任者は、研究活動の不正行為が行われた旨の調査報告である場合、前条の規定により講じられた措置の延長等を行うことができる。また、当該研究活動に関する論文等の取り下げを勧告する。

2 総括責任者は、研究活動の不正行為が行われていない旨の調査報告である場合、前条の規程により講じられた措置を解除するとともに、当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者、または関係機関に周知するなど被告発者の名誉を回復する措置、及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

3 前2項に規定する措置の実施時期は、不服申立ての期間等を勘案して決定するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第25条 学長、及び学部長等は、告発等（告発等に関する相談を含む）をしたことを理由として、当該告発者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長、及び学部長等は、単に告発等があったことをもって、被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(秘密保持)

第26条 研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口、及び調査関係者等は、当該事案に係る公表された内容以外の業務上知り得たことを、他に漏らしてはならない。

(処分)

第27条 学長は、研究活動の不正行為を行った者及びそのことに関与した者、または悪意に基づく告発等を行った者に、就業規則等に基づき、必要な処分を行うものとする。

(事務)

第28条 この規程に関する事務は、教学課が行う。

(その他)

第29条 研究活動の不正行為等の対処等に関しては、この規程に定めるもののほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科部科学大臣決定）」に基づいて行うものとする。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、研究推進本部及び大学評議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成25年9月19日より施行する。

2 この規程の施行に伴い「相愛大学研究不正行為防止委員会規程（平成22年11月18日大学評議会制定）」は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月18日より施行する。